

1. 開発計画事前審査願提出部数及び照会先

改正日: 令和5年4月1日

	照会先官署等	必要書類	備考
栗東市	住宅課	◎×2	
	土木交通課	◎×2	
	道路・河川課	◎	
	上下水道課	◎	(水道・下水道)
	都市計画課	◎	
	環境政策課	○	
	商工観光労政課	○	用途が店舗又は工場の場合は必要
	農林課	◎	
	農業委員会	◎	
	危機管理課	○	
	スポーツ・文化振興課	○	
	教育委員会教育総務課	○	
	自治振興課	○	用途が非自己居住用の場合は必要
	企業立地推進課	◎	企業立地推進計画に基づく場合は必要
県出先機関	南部土木事務所管理調整課	◎	
	甲賀土木事務所管理調整課	◎	
	県民活動生活課(県庁)	○	開発面積が2,000㎡未満の場合は不要
	南部環境事務所	◎	用途が一戸建て住宅(1区画のみ)の場合は不要
	草津保健所	◎	用途が住居系の場合は不要
その他	滋賀国道事務所	◎	申請地が国道隣接の場合は必要
	中消防署	◎	用途が一戸建て住宅(1区画のみ)の場合は不要
	草津警察署	◎	
提出部数 ( )は簡易版の部数		24(7)	

(注)新年度には組織改編により提出部数が増える場合がありますので、提出前に市住宅課に提出部数を確認してください。

※申請場所及び事業内容により提出部数が増える場合があります。  
 ※市街化調整区域については、住宅課に追加部数・図書の確認をしてください。

2. 提出期日

毎月10日(10日が閉庁日の場合は翌開庁日)までに必要部数を住宅課まで提出

3. 開発計画事前審査願の添付図書

◎詳細版
○簡易版
<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発計画事前審査願(様式2)</li> <li>・開発計画説明書</li> <li>・位置図(1/2,500程度)</li> <li>・字限図(地番、地目、所有者名を記入)</li> <li>・現況図</li> <li>・土地利用計画図</li> <li>・現況写真</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利者一覧表</li> <li>・登記事項証明書(複写可)</li> <li>・造成計画平面図</li> <li>・給排水施設計画平面図</li> <li>・その他必要な図面(縦断図、横断図、構造図、建築図面等)</li> <li>・市街化調整区域については法第34条の各号に該当する図書</li> </ul>

- ◎(詳細版) 上記添付図書の全てを添付
- (簡易版) 上記添付図書のうち、□内の書類のみ添付